

## CONTENTS

### [特集・1]

#### アジアにおける化学物質管理に関する制度

化学物質管理センター 情報業務課

2

### [特集・2]

#### 事業者によるリスクコミュニケーションに関する取組

化学物質管理センター リスク管理課

5

### [関連情報]

#### 安衛法と化審法に基づく新規化学物質の公示名称の命名法の共通化

化学物質管理センター 安全審査課

7

### [NITE化学物質管理センターからのお知らせ]

・有害性評価支援システム統合プラットフォーム (HESS) 及びこれに付属するデータベースシステム (HESS DB) の操作方法に関する説明動画を公開しました

8

・化学物質総合情報提供システム (CHRIP) に関するお知らせ

8

・NITE主催イベントに関するお知らせ

8

平成25年2月15日に、内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人国立環境研究所の共催による「化学物質の安全管理に関するシンポジウム」が開催されました。

本シンポジウムは、化学物質のリスク評価・管理に関して、とくに政策での活用に焦点を当てて、現状及び今後の課題について広く関係者と情報共有することを目的とし、当センターからも、「リスク評価の展望とNITEの役割」について発表を行いました。

また、シンポジウムの最後には、当機構理事長の安井至がコーディネーターを務めたパネルディスカッションにおいて、講演者及び各研究機関の研究者の方々により「政策におけるリスク評価の利用とさらなる活用に向けた課題」について活発な議論が行われました。



本シンポジウムの講演資料等は、次のURLにて公開しています。  
<http://aist-riss.jp/event/20130215sympo.html>

# アジアにおける化学物質管理に関する制度

## 韓国における化学物質管理に関する制度

### 化学物質管理センター 情報業務課

#### はじめに

NITE化学物質管理センターは、化学物質管理情報の整備、提供に係る国際整合性の確保等のため、必要な国内外の情報の収集、整理を行っています。

その一環として今年度は、当機構の保有するデータベース「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）」の参考とするため、アジア各国のうち、大韓民国（以下、「韓国」という。）について、化学物質管理法に関連するデータベースを調査しました。

#### 1. 韓国における化学物質管理関連法令

韓国の化学物質は種類や用途、成分等により異なる法律の下で管理されており、現在7部署所管の15法律が存在しています。さらに、「化学物質登録及び評価等に関する法律（化評法）」が国会で審議中であり、本年中に成立の予定とされています。

今回は、韓国における化学物質を管理する法律のうち、「有害化学物質管理法」、及び、今後成立予定の「化評法」について概観します。

#### 2. 有害化学物質管理法について

有害化学物質管理法は化学物質による国民の健康や環境上の危害を防止し、有害化学物質を適切に管理することにより、国民が健康で快適な環境で生活できるようにすることを目的とする法律です。日本の毒劇法、化審法、PRTR制度、消防法の一部規制等に相当するもので、有害・危険物質規制のほか、新規物質の有害性審査、危害性（リスク）評価、流通量調査、排出量調査（PRTR）なども制度化されています。

有害化学物質管理法の法体系を図示すると、図1のようになります。

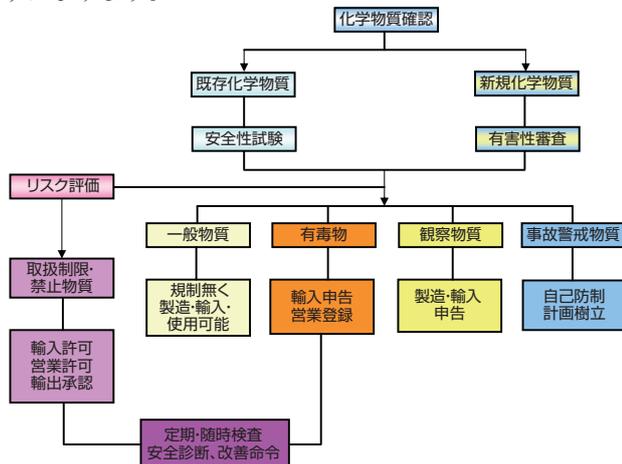


図1 有害化学物質管理法の法体系

有害化学物質管理法では、事業者が化学物質を製造・輸入する前に自ら化学物質の成分を確認し、既存化学物質と新規化学物質に区分して管理することとしており、当該物質が新規化学物質、有毒物、観察物質、取扱制限・禁止物質、事故警戒物質のいずれかに該当するか否かを確認し、その結果を環境部長官に提出することとされています。有害化学物質管理法における規制物質の定義及び規制内容は、図2のとおりです。

物質カテゴリー	定義	規制内容
有毒物	有害性がある化学物質	・輸入しようとする事業者は、有毒物の種類、用途等を環境部に申告。 ・製造、販売、保管・貯蔵又は輸送をする事業者は、環境部に登録が必要。
観察物質	有害性を有するおそれがある化学物質	・製造、輸入をする事業者は、物質の種類、物質の種類毎の製造又は輸入予定数量、主な用途などについて環境部に報告しなければならない。
取扱制限物質	特定の用途に使用される場合、有害性が大きいと認められる化学物質	・特定用途での製造、輸入、販売、保管・保存、運搬又は使用を禁止
取扱禁止物質	有害性が大きいと認められる物質	・すべての用途での製造、輸入、販売、保管・保存、運搬又は使用を禁止
事故警戒物質	急性毒性・爆発性などが強く、事故発生の可能性が高いか、事故が発生した場合に、その被害規模が大きくなると懸念される化学物質	・大統領令で定める量以上に取り扱う事業者は、自主防災計画を準備し、環境部に提出しなければならない。 ・有害化学物質の事故により人の健康又は環境への影響が引き起こされるか又はその恐れがある場合は、地方自治体、地方環境事務所、警察、消防、労務当局へ通報しなければならない。

図2 有害化学物質管理法における規制物質の定義及び規制内容

現在、環境部で管理している既存化学物質は、有害化学物質管理法施行日（1991年2月2日）以前に国内で商業的に流通され、1996年12月23日に告示された化学物質（37,021物質）及び1991年2月2日以降に有害性審査を経て環境部長官が告示した化学物質等であり合計で44,000物質あります。

既存化学物質以外の物質を新規化学物質といい、新規化学物質は、製造・輸入する前に有害性審査を受けなければ国内流通させることはできません。また審査の結果、有毒物又は観察物質の指定の基準に該当する場合は、韓

国国立環境科学院長が有毒物や観察物質に指定することができることとされています。さらに、人の健康や環境に対する危害が大きいと懸念される化学物質に対しては、危害性評価を実施できることとされ、危害性評価の結果により当該化学物質を取扱制限・禁止物質に指定、または、その他危害性を低減させるために必要な措置を取ることができるとされています。

事故警戒物質は、事故発生の可能性が高いと懸念される又は事故が発生した場合の被害が大きいと懸念される物質で、大統領令で定める規定数量以上を取り扱う者は、環境部令により、独自防除計画を策定し、環境部長官に提出することが義務づけられています。

化評法の制定により、有害化学物質管理法の有害性評価等の項目は、化評法に移管する予定とのことです。具体的には、新規物質の有害性審査、取扱制限・禁止物質の指定等の項目が化評法に移管されます。

### 3. 化評法について

化評法の法案は、化学物質の登録、安全性審査及び危害性評価に関する事項を定め、化学物質の情報を提供することにより国民の健康と環境の保護を図ることを目的とする法案です。2011年2月に草案がパブリックコメントにおいて公表されました。その後、一連の改正を経て、2012年9月に国会に法案が提出されました。

化評法案では、対象物質として、新規化学物質だけでなく、既存物質も含めて登録、評価を行い、評価対象物質（化審査の優先評価化学物質の概念）、許可対象物質（REACH規則の認可物質）や制限・禁止物質（REACHの制限物質）を特定することとされています。

登録対象の既存化学物質は、化評法が制定される際に環境部長官が関係省庁と協議して、指定・告示する予定とのことです。また、評価対象物質は、2013年中にリスト案が発表され、その後2013年末から2014年前半頃にリストが公開される予定です。

化評法の下位法令や指針書は、化評法の法案が国会を通過した後で公表されます。指針書は、リスク評価法、登録審査、試験法、試験の代替法、許可、企業及び担当公務員の業務処理等、十数項目が含まれ、全て完成した時点で公開されます。

現在国会に提出されている化評法の法案概要及び特徴として、以下のような点があげられます。

#### ①化学物質製造等の報告に関する規定

化学物質を年間1トン以上製造・輸入する者は、用途、製造輸入数量等を2年ごとに環境部長官へ報告することが義務づけられます。（法案第8条）

#### ②登録対象既存化学物質の指定に関する規定

環境部長官は、既存化学物質について、国内流通量、有害性及び危害性に関する情報を勘案し、登録対象既存化学物質として指定等します。（法案第9条）

#### ③化学物質の登録に関する規定

新規化学物質又は登録対象既存化学物質を年間1トン以上製造・輸入しようとする者は、予め、環境部長官へ

の登録申請が義務づけられます。なお、人の健康や環境への被害が大きいと認定され環境部長官が指定・告示した物質については、年間1トン未満であっても登録が必要です。登録対象既存化学物質には、大統領令により登録猶予期間が設けられ、当該期間中は登録せずに製造・輸入できます。（法案第10条）

#### ④化学物質の登録の免除

全量輸出等の所定の要件を満たし登録免除確認を受けた場合、登録せずに製造・輸入することができます。（法案第11条）

#### ⑤登録義務の不履行に対する措置等

登録せずに化学物質の製造・輸入を行った場合、製造・輸入、使用、販売の中止、回収等の措置を命じられることがあります。（法案第13条）

#### ⑥登録申請時の提出資料

登録申請する際には、次の事項を記載した申請書を提出します。（法案第14条）

- 一 製造・輸入者の名称、所在地、代表者名
- 二 化学物質の名称、分子式、構造式等の識別情報
- 三 化学物質の用途
- 四 化学物質の分類表示
- 五 化学物質の物理化学的特性
- 六 化学物質の有害性
- 七 化学物質の危害性（年間100トン以上の場合）

#### ⑦登録申請時の資料提出方法

登録猶予期間内に、登録対象既存化学物質の登録を申請する場合には、製造・輸入者は共同で登録申請資料を提出することができます。（法案第15条）

#### ⑧既存登録資料の共同活用

化学物質を登録しようとする者は、既に提出された登録申請資料がある場合に、当該資料の所有者から使用同意を得て、そのデータを活用することができます。そのため、同じ化学物質の登録の有無等を環境部長官に照会できることとされています。他の登録者が提出した資料については、所有者の承諾を受けて自らの登録申請の目的で活用できます。登録後15年が経過した資料は、承諾を得ずに活用できます。（法案第16条）

#### ⑨脊椎動物の試験データの共同利用等

脊椎動物の試験データに該当する登録申請資料が既に存在する場合、動物試験を最小限にするため、データ所有者の使用承諾を受け、当該資料を自らの登録申請の目的に活用することができます。使用承諾を求められた者は、正当な理由なく承諾を拒否できません。正当な理由なく拒否した者は、当該資料を登録申請目的で提出することができなくなります。（法案第17条）

#### ⑩有害性審査

環境部長官には、登録された化学物質の有害性審査を行う義務があります。環境部長官は、登録した者に、審査に必要な資料の提出を命じることができます。（法案第18条）

#### ⑪有毒物の指定

環境部長官は、提出された登録申請資料を検討して化

学物質の有害性審査を実施し、その結果に基づいて有毒物に指定等することができます。(法案第19条)

#### ⑫有害性審査結果の公開

環境部長官には、有害性審査を完了した化学物質の名称、有害性、有毒物該当の有無等を告示することが義務づけられます。告示する化学物質の名称が秘密保護の対象の場合には総括名称で告示されます。(有害物の場合を除く。)(法案第20条)

#### ⑬危害性評価

環境部長官には、製造・輸入量が年間100トン以上又は有害性審査の結果必要と認められる場合には、危害性評価を実施することが義務づけられます。

環境部長官は、登録した者に、危害性評価に必要な資料の提出を命じることができます。

環境部長官は、危害性評価の結果、有害性を最小限に抑えるために必要な措置を実施できます。(法案第23条)

なお、化評法においては、「有害性」とは、化学物質の毒性等、人の健康や環境へ被害を与える程度をいうものと定義されています。(法案第2条)

#### ⑭許可対象物質の指定

環境部長官は、有害性審査及び危害性評価の結果、有害性が懸念される物質については、当該物質を許可対象物質に指定できます。(法案第24条)

#### ⑮制限・禁止物質の指定

環境部長官は、有害性審査及び危害性評価の結果、有害性が認められた物質、国際条約等により製造・輸入等が禁止又は制限された物質については、制限・禁止物質として指定できます。(法案第26条)

#### ⑯化学物質の情報提供

化学物質(混合物を含む。)を譲渡する者は、相手方に当該化学物質の登録番号、名称、有害性及び危害性に関する情報等の提供が義務づけられます。(法案第28条)

#### ⑰ITシステムの構築運営

環境部長官には、製造・輸入等の報告、及び、登録申請等の業務を電子的に処理するため、情報処理システムを構築・運営することが義務づけられます。(法案第31条)

化評法のITシステムは、報告書作成システム、登録・評価システム、ポータルシステムという3部で構成され、その中でも、報告書作成システムは、産業界が報告・登録書類作成のため外部から利用可能なシステムになります。

#### ⑱グリーンケミストリーセンターの運営等

環境部長官は、化学物質の有害性と有害性による被害を防止するため、技術開発等の専門機関を指定・運営することができます。グリーンケミストリーセンターは、化学物質の情報の整備、有害性審査及び危害性評価、化学物質の有害性低減及び事前予防等に関する技術開発等の業務を遂行できます。(法案第32条)

## 4. 化学物質管理関連法令データベース

韓国国立環境科学院(NIER)では、化学物質情報システム(NCIS: National Chemical Information System)

というデータベースを保有しています。NCISでは、韓国国内で流通実績のある4万3千種類の化学物質及び有害化学物質管理法等の規制情報及び有害性情報を提供しています。

NCISは、検索機能のほか規制物質のリスト検索が可能である等のいくつかの機能が付与されており、メイン画面で直接検索する以外にも様々な詳細検索を行うことができます。また、化学物質に関連した法令情報サイト、GHS分類関連サイト等へのリンクが充実しており、化学物質管理のポータルサイトとしての役割も果たしています。

有害化学物質管理法に基づく規制物質リストは、NIERからNCISを通して公表されています。環境部長官は、有害化学物質管理法により化学物質のリストを一般人が簡単に利用できる方法で提供することとされていますが、同法施行令によってNIERの院長に委任され、NIERが構築したNCISを通して一般に提供しています。

NCISのURL:

<http://ncis.nier.go.kr/ncis/Index>

有害化学物質管理法における取扱制限・禁止物質等の指定・告示は環境部のホームページを通して公表されており、当該ホームページから取扱制限・禁止物質のリストを検索し、更新情報も確認することができます。

環境部のURL:

<http://www.me.go.kr/web/71/me/gosi/gosiUserList.do>

また、有害化学物質管理法における有毒物、観察物質の指定・告示はNIERのホームページを通して公表されています。

NIERのURL:

<http://www.nier.go.kr/eric/portal/kor/if/if-m2/nier-if-07.page>

規制物質の告示は韓国の電子官報によっても公表されています。電子官報のサイトは韓国行政安全部法務担当官室で運営されており、韓国のほとんどの告示、公告を入手することができます。これにより、規制化学物質の更新情報等も検索することができます。なお、言語は韓国語のみとなっています。

電子官報のURL:

<http://gwanbo.korea.go.kr/main.gz>

### まとめ

化学物質管理センターは、今後とも、国内外の化学物質管理に関係する方々にとって有用かつ信頼性の高い情報を継続的に発信する等、様々な場面を活用して、化学物質管理の普及啓発に取り組んで参ります。

※本稿でご紹介した内容は、株式会社三菱化学テクノロジーサーチへの委託による平成24年度大韓民国の化学物質管理に係るデータベース調査に関する委託事業報告書に基づくものです。

# 事業者によるリスクコミュニケーションに関する取組

## リスクコミュニケーションへの取組状況の調査

### 化学物質管理センター リスク管理課

#### はじめに

化学物質の管理を適正に行うためには、その化学物質に関係する全ての人（事業者、行政、地域住民など）とリスクに関する情報を共有することが重要です。そのために行なわれる対話がリスクコミュニケーションです。リスクコミュニケーションを行うことで、関係者間で信頼関係が醸成され、適切な化学物質管理が行われることとなります。

当センターでは、平成16年度以降、事業者が新たにリスクコミュニケーションを実施する、あるいはより充実したコミュニケーションを検討する際の具体的な参考となるよう、事業者を対象にその取組状況の把握を調査等によって継続しています。平成24年度においても、最新の情報を詳細に収集し、広く提供することを目的とし「リスクコミュニケーション国内事例調査」を実施し、その結果をとりまとめてHPをリニューアルしました。

#### 1. リスクコミュニケーション事例調査

事業者のリスクコミュニケーション活動について、最新の活動実態を把握するため、実施目的、参加者の構成、事前準備の内容、プログラム、情報提供の内容、質疑応答の内容、効果的な実施に向けた取組事例などに関するアンケート調査票を480件の事業者に配布し、192件の回答を得ました。また、調査票への回答結果を踏まえ、特徴的な取組を実施している事業者に対して、より詳細に各取組の目的や経緯、実施内容、効果などを収集しました。

アンケート調査で得られた回答のうち、平成22年度から23年度にリスクコミュニケーションを実施した事業者は、142事業者（74%）でした。以下に、その実施内容の傾向についてご紹介します。

#### 【参加者の構成】

図1に、リスクコミュニケーション活動の参加者の構成を単独実施と合同実施に分けた集計結果を示します。（単独又は合同実施の判別が可能な回答を集計対象としています。以後、図2、3も同様です。）

合同実施では、事業者と近隣住民の他、「市民団体」、「近隣の事業者」、「自治体職員」など幅広いステークホルダーの参加を得て開催している傾向があります。組織的に活動することにより、幅広い対象との交流が可能になっています。また、地元の大学や高校生の参加を積極的に促している事例もあります。

一方、単独実施では、対象となる近隣住民が明確であることから、限られた範囲を対象として開催されているようです。合同実施では規模が大きくなりがちですが、単独実施では近隣住民とより近い距離で活動を行うことができます。

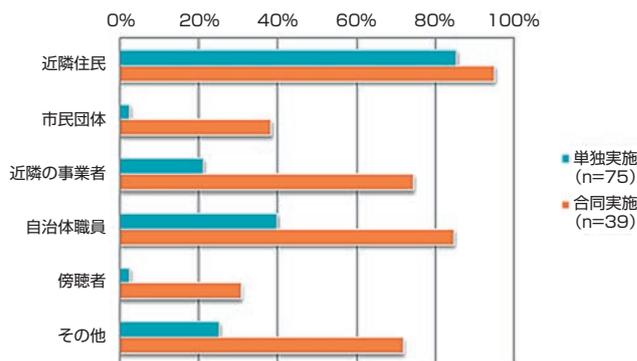


図1 参加者の構成

#### 【開催プログラムの構成】

図2に、リスクコミュニケーション活動の開催プログラムの構成を単独実施と合同実施に分けた集計結果を示します。単独実施では、「会社・事業所紹介」、「事業所の環境活動報告」、「工場見学」、「質疑応答・意見交換会」が一般的なプログラムとなっている傾向にあります。プログラムを自由に設定できるので、各事業者の環境への取組を近隣住民にアピールすることができます。

一方、合同実施では時間も限られている関係で、「会社・事業所紹介」、「事業所の環境活動報告」、「工場見学」など事業所ごとの活動内容の説明時間が少ない傾向にあります。しかし、「社外協力者の講演」、「専門家の講評」の割合が単独実施より高いことから、外部からの情報提供を受けることで、幅広い視点で情報提供しつつ、公開性や中立性を担保していると考えられます。

合同実施の場合は規模と共に準備も大きな負担になりますが、組織的に取り組むことにより、活動のノウハウが蓄積され、また、必要な準備を輪番制にすることにより、個別の事業者の負担が軽減される事例もあります。

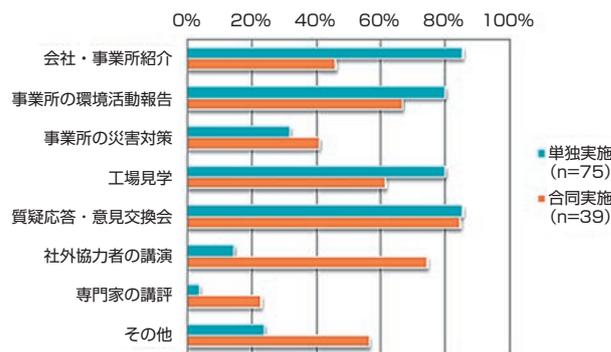


図2 開催プログラムの構成

【情報提供内容の構成】

図3に、リスクコミュニケーション活動の情報提供内容の構成を単独実施と合同実施に分けた集計結果を示します。単独実施では、「化学物質の管理に関する法律の遵守状況」、「排水処理」、「廃棄物対策」について説明している割合が合同実施より高くなっています。これは、近隣住民にとっては、対象がどの事業者が明確であるとともに、事業者にとっても影響を及ぼす範囲を限定して設定できることから、事業者からより具体的に、近隣住民への影響を軽減する対策について重点的に説明されていると考えられます。その他、騒音、臭気、緑化、マナーについての説明も、近隣住民との距離が近い単独実施の割合が高くなっています。

一方、近隣住民の関心を反映する質問項目については、「地震、災害時の対応」が63%（両実施方法の合計）と最も高く、東日本大震災の影響で、近隣住民の関心が高くなっている可能性があります。次いで「温暖化対策や省エネ対策」37%、「臭気」34%、「排水処理」31%。「化学物質のリスクに関する情報」31%と安全や生活環境への関心が高い傾向にあります。

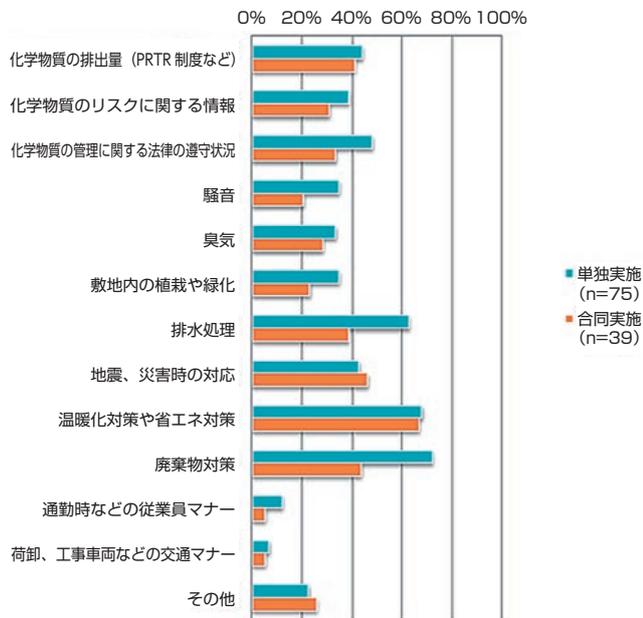


図3 情報提供内容の構成

【化学物質のリスクコミュニケーションについて】

化学物質のリスクコミュニケーションは、「化学物質」そのものが一般市民にはなじみの少ないものであることから、その情報提供の方法や、受け手の関心度や認識などに課題があると考えられています。そこで本調査では、化学物質に関する情報提供という観点において、詳細な設問を設けました。

「化学物質のリスクに関する情報」の説明を行った事業者は、平成22年度から23年度にリスクコミュニケーションを実施した事業者（142件）のうち、50件（35%）です。その中で、通常業務上の情報等を活用した、「取扱い物質の毒性について」が22件、「モニタリング測定結果について」が17件と多く、「化学物質のリスク評価」が5件、「シミュレーション濃度計算」が2件と少なくなっています。また、参加者から「化学物質のリスクに関する情報」への質問があった事業所は20件(14%)であり、どちらも全体としての割合は少ないですが、過去と比較すると、化学

物質の排出量やリスクに関する情報の提供が進み、また参加者の関心も高まってきているように思われます。

2. HPの主な変更点・追加点

より使いやすい情報をご提供するため、事例紹介のホームページにおいて、次の点を変更・追加しています。

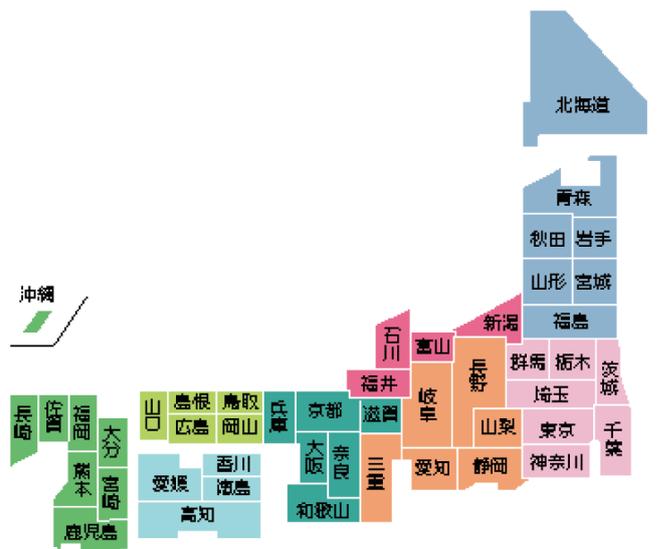
- 事例の検索の際、都道府県に加え、「業種別」「立地環境別（工場団地型、住宅と混合型）」「実施単位別（単独実施、合同実施）」「取扱物質（トルエン、キシレンなど）」からも事例を検索できるように追加しました。
- 各事例の内容について、より詳細な項目について情報を整理し、各事業所の平成22年度把握PRTR届出データ（排出・移動量上位3物質）を追加しました。
- リスクコミュニケーションを開催する場合の手順や解説のページを新設しました。資料集には、実際に使用された説明資料や想定問答集なども掲載しています（一部加工している場合があります）。

3. まとめ

本情報により、今後リスクコミュニケーションを始めたいと考えている事業者又は新しい試みを検討している事業者の方々に対して、より活用しやすい情報を提供していくとともに、当センターでは今後とも、事業者における化学物質管理のために様々な情報を発信していく予定です。

※本稿でご紹介した内容は、一般社団法人環境情報科学センターへの委託による平成24年度リスクコミュニケーションの事例調査に関する委託事業報告書に基づくものです。

リスクコミュニケーション国内事例URL：  
<http://www.safe.nite.go.jp/management/risk/kokunajirei.html>



リスクコミュニケーション国内事例画面（地域別）

※日本国内でのリスクコミュニケーション事例を、地域別に掲載しています。各都道府県を選択すると、行われたイベントなどが表示されます。

# 安衛法と化審法に基づく 新規化学物質の公示名称の命名法の共通化

## 共通化した命名法の公表について

### 化学物質管理センター 安全審査課

#### はじめに

労働安全衛生法（安衛法）及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の届出済み新規化学物質の公示名称は、いずれもIUPAC命名法（注1）に基づき命名されていますが、IUPAC命名法及びその日本語訳の表記に関する方法が複数ある場合があることから、現状では二法において命名法に一部差異があります。

このため、関係者の利便性向上の観点から、命名法の共通化について厚生労働省と経済産業省が検討を行い、NITEも共通化原案を提案してこれに協力しました。

その結果、平成25年4月1日以降の届出物質について（注2：例外あり）、共通化した命名法により命名することとなったことが、厚生労働省、経済産業省、環境省から発表されました。

#### （注1）IUPAC命名法

国際純正及び応用化学連合（International Union of Pure and Applied Chemistry）が制定した命名法

#### （注2）例外

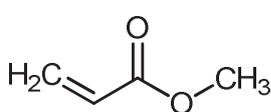
安衛法の届出において、特許出願を理由として名称公示を延期している物質については、平成25年3月末までに届け出られたものであっても、平成26年3月以降に公示するものについては共通化した命名法を適用する。化審法の届出においては、平成25年3月末までに届け出られた新規化学物質であっても、今後新たに名称告示するものについては可能な限り共通化した命名法を適用する。

#### 主な共通化のポイント

##### ①塩・エステル命名について

有機化合物は字訳（IUPAC命名法で付した化学物質の英語名をカタカナで表記）、無機化合物の塩は翻訳（IUPAC命名法で付した化学物質の英語名を日本語名で表記：硫酸カリウムナトリウムなど）とする。

例）有機酸のエステル

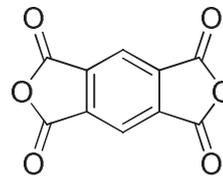
構造式	
共通化した名称	メチル＝アクリラート

※化審法の公示名称の命名法に変更はありません。

##### ②環状無水物について

分子内酸無水物の場合は、接尾辞の「酸（acid）」を「酸無水物（acid anhydride）」に置き換える。

例)

構造式	
共通化した名称	ベンゼン-1, 2:4, 5-テトラカルボン酸二無水物

※現時点の化審法の公示名称では、「1H, 3H-フロ [3, 4-f] イソベンゾフラン-1, 3, 5, 7-テトラオン」と命名しており、化審法の命名法が変わります。

##### ③イソシアナト化合物について

母体水素化物名にイソシアナト（isocyanato）、シアナトなどの接頭辞を付ける。（1, 6-ジイソシアナトヘキサンなど）

##### ④第一級アミンについて

母体水素化物名に接尾辞アミン（amine）をつける。（エタンアミンなど）

##### ⑤高分子化合物（モノマーの順番）について

モノマーの名称を五十音順に並べる。

##### ⑥混合物の表記方法について

構成成分を五十音順に並べ、末尾に「の混合物」をつける。構成成分をつなぐ言葉は「と」を用いるものとする。（『AとBとCの混合物』など）

#### まとめ

命名法の詳細ルール、具体例、お問合せ先については、経済産業省の以下のURLをご覧ください。

#### URL：

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/report/name\\_keisai.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/report/name_keisai.pdf)

## [NITE化学物質管理センターからのお知らせ]

## 有害性評価支援システム統合プラットフォーム (HESS) 及びこれに付属するデータベースシステム (HESS DB) の操作方法に関する説明動画を公開しました

NITE化学物質管理センターは、平成19年度から23年度に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び経済産業省プロジェクト「構造活性相関手法による有害性評価手法開発」に参加し、反復投与毒性のカテゴリーアプローチによる評価を支援するためのシステム「有害性評価支援システム統合プラットフォーム (Hazard Evaluation Support System Integrated Platform、通称：HESS)」及びこれに付属するデータベースシステムであるHESS DBを開発しました。

URL : <http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/qsar/hess.html>

公開後には、操作法の習得を目的とする「NITE QSAR講習会」を開催していますが、この度、講習会での内容を取りまとめたHESS及びHESS DBの操作方法に関する説明動画をホームページより公開しました。

説明動画は、以下のURLよりダウンロードの上、ご覧ください。

URL : [http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/qsar/hess\\_operating\\_manual\\_01.html](http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/qsar/hess_operating_manual_01.html)

## 化学物質総合情報提供システム (CHRIP) に関するお知らせ

URL : <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

データベース「化学物質総合情報提供システム (CHRIP)」では、2カ月に1回、定期更新を行うとともに、定常的な確認作業を通じて、品質の確保に努めています。

平成24年度後半には、安衛法「名称公表化学物質」、タイ Hazard Substance Act を始め、毒劇法や化兵法の英語版など、新たに7種類のデータを追加しました。

更新情報 URL : <http://www.safe.nite.go.jp/japan/osirase.html>

また、CHRIPでは、利用者の皆様のご意見をお聞きし今後のよりよい情報提供の参考とさせていただくため、アンケートを常設しています。ご協力のほどお願い申し上げます。

アンケート URL : <http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/oshirase/html/questionnaire.html>

## NITE主催イベントに関するお知らせ

NITE化学物質管理センター成果発表会2013を次の日程で行います。参加募集は7月より行う予定です。

【東京会場】平成25年10月9日(水)(会場：渋谷区文化総合センター大和田 さくらホール)

【大阪会場】平成25年11月1日(金)(会場：大阪府立男女共同参画・青少年センター)

前回のプログラム等 : [http://www.safe.nite.go.jp/seika2012/seika2012\\_repo.html](http://www.safe.nite.go.jp/seika2012/seika2012_repo.html)

また、NITEの一般公開日 (NITEフレンドシップデイ 2013) を7月に開催する予定です。

前回の様子 : <http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/cmcletter/16th/htm/02.html>

ご興味のある方は是非ご参加ください。